

指定訪問看護事業所及び指定訪問介護事業所のサテライト事業所の設置に係る取扱いについて

1 設置要件

訪問看護事業及び訪問介護事業の事業所の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、次の①から⑥の要件を満たすサテライト事業所については、一体的なサービス提供の単位として本体事業所に含めて指定することができる取扱いとする。

①	利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
②	職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他のサテライト事業所等との間で相互支援が行われる体制（例えば、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
③	苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
④	事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
⑤	人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。
⑥	本体事業所及びサテライト事業所ともに本市内に設置すること。

2 人員基準

本体事業所とサテライト事業所において、合算して必要な人員基準を満たすこと。

3 設備基準

本体事業所とは別に、事務室、設備等を確保すること。

区分	内容
事務室	・事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画を設けること。 ・相談業務を行う場合は相談室を設けること。
設備・備品	・感染症予防に必要な設備（手指洗浄の場所、手指消毒備品等）を設けること。 ・個人情報扱う場合は鍵付き書庫を設けること。

4 加算に関する留意点

サテライト事業所を含めて全体で加算の有無を判断する。

「1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる」ものについては、サテライト事業所を含めて1事業所とみなす。

5 届出方法

(1) 本体事業所の指定時に併せてサテライト事業所を設置する場合

指定を受けようとする日の前々月末までに本体事業所の指定申請書に必要な書類を添付して提出すること。

また、現地確認時までにはサテライト事業所の写真（①事業所正面、②事務室内、③手指洗浄場所、④相談室（設置する場合）、⑤鍵付き書庫（設置する場合））を提出すること。

(2) 既存の指定事業所を本体事業所として新たにサテライト事業所を設置する場合

開設しようとする日の15日前までにサテライト事業所の平面図及び写真（①事業所正面、②事務室内、③手指洗浄場所、④相談室（設置する場合）、⑤鍵付き書庫（設置する場合））を提出し、事前相談を行った上で、事業所設置後10日以内に変更届出書に必要な書類を添付して提出すること。

(3) 既存の指定事業所を本体事業所として別の指定事業所をサテライト事業所に変更する場合

サテライト事業所に変更する指定事業所の廃止届を提出した上で、事業所設置後10日以内に変更届出書に必要な書類を添付して提出すること。